

静岡県次世代を育む地域環境分析調査業務委託仕様書

1 事業の趣旨、目的

次世代を育むためには、子育てをサポートする施設や政策だけではなく、その地域の生活環境、労働環境や社会的慣習を含めた総合的な地域環境が必要である。

よりよい環境の構築に当たっては、地域ごとの実態・課題を明確にし、地域の実情に応じた施策を展開することが必要であるため、地域ごとに社会経済指標、主観的指標を分析し、次世代を育む環境を「見える化」する資料を作成する。

2 業務委託の期間

委託契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務内容

出生率等、次世代を育む地域環境を評価できる指標（以下「評価指標」という）を設定した上で、それらの指標に影響を及ぼす社会経済指標や主観的指標を分析し、県及び市町の実効性ある次世代を育む地域環境の構築に活用できる資料を作成する。

静岡県「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤（以下「新・羅針盤」）」（令和2年度）をはじめ、他県での先行事例も参考に、本県の実情に応じた資料を作成すること。

なお、「次世代を育む地域環境」とは、合計特殊出生率など少子化のみに焦点を当てた環境を表わすものではないことに留意すること。

（1）時点比較の分析

ア 「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」（以下「新・羅針盤」）の23本の指標に新たな指標も追加して令和2年度と令和7年度の次世代を育む地域環境を比較分析する。

イ 令和2年度に活用した県内全市町（35市町）の社会経済指標データを令和7年度時点の最新データに置き換え分析を行うこと。データの収集については受託者が行い、レーダーチャート等の図表を用いて、県全体及び全市町の状況が分かる資料を作成すること。

（2）調査及び分析の実施

ア 事前調整

（ア）「新・羅針盤」の分析方法・指標を参考に、静岡県の実情や現状を踏まえた新たな指標（ウェルビーイング指標等の主観的指標を含む）を設定し、分析の全体像（案）を作成すること。

（イ）受託者が作成した分析の全体像（案）について、静岡県が指定するアドバイザー（6名程度）の意見を聴取すること。

（ウ）受託者が作成した分析の全体像（案）について、静岡県が実施する

- 子育て世代、学生等からの意見聴取の結果についても参考にすること。
- (エ) アドバイザー意見等を指標設定等にどのように反映させていくか、静岡県と受託者で協議を行うこと。
- (オ) 意見を踏まえた、分析の全体像（最終版）を受託者が作成した上で、調査、分析を実施すること。

イ 調査の実施

- (ア) 社会経済指標等のデータを受託者が収集すること。なお、市町の協力を得て収集する必要のあるデータについては、静岡県と連携して収集すること。また、県内全市町で統一的に入手できない指標データがある場合は、代替となる指標データを選定する等対策を講じること。
- (イ) 主観的指標について、静岡県が保持する活用可能データは以下のとおりになるが、他で主観的指標として活用できるデータ等があれば、静岡県と受託者で協議して活用すること。

区分	内容	回答数
静岡県幸福度に関する県民意識調査	県民の幸福実感の現状を把握するため実施	2,000程度
令和6年度少子化対策に関する県民意識調査	県民の結婚や子育てなどについての意識を把握するため実施	1,000程度

※静岡県保持データは県全体での分析に活用することを想定

ウ 分析の実施

- (ア) 選定した指標について、効果的な統計手法を用いて検証すること。
- (イ) 分析実施後、県全体、市町ごとの分析結果について、効果的な統計手法を用いてスコア化を行うこと。
- (ウ) 県全体、市町ごとの分析した結果の概要、傾向等について中間報告を行うこと。報告書を作成するに当たっては、静岡県と受託者で十分に調整を行うこと。

エ 出生率シミュレーターの作成

- (ア) 県及び市町が施策形成を検討する際に活用するため、社会経済指標の変化が評価指標にどのように影響するのかをシミュレーションできるツールを作成すること。
- (イ) ツールの作成に当たっては、エクセルファイルなどの形式でシステムを構築し、納品すること。また、利用するための活用マニュアルを作成すること。

オ 資料の作成

- (ア) 資料の作成に当たっては、分析結果を踏まえ、県全体、市町ごとの指標を分かりやすく「見える化」した資料を作成すること。作成に当たっては、指標スコアをバーチャートを用いて表すなど、デザインや

- 表現を工夫し、理解しやすい資料とすること。
- (イ) 資料の構成等については、静岡県と受託者で協議を行うこと。

(3) アドバイザーからの意見聴取

ア 県が指定するアドバイザー（6名程度）に対して、下記のとおり意見聴取を実施すること。

1回目	指標等含む分析の全体像（案）について意見聴取（事前調整）
2回目	分析結果の意見聴取
3回目	全体資料に対する意見聴取

イ アドバイザーからの意見のとりまとめ、謝金の支払いについては、受託者が実施すること。

ウ 受託者はアドバイザー意見を静岡県と共有するとともに、資料への反映等について協議すること。

(4) 資料の活用方法の提案

今回作成する資料を、県と市町が次世代を育む地域環境の改善施策立案にどのように活用し、実効性のあるものにするか提案すること。

(5) その他

ア 分析を実施する際に、静岡県と連携した、県内市町との意見交換を実施するなど、必要に応じて各市町の実情やニーズを把握しながら進めること。

イ 業務内容について、月1回、進捗状況を報告すること。（任意様式）

(6) スケジュール（予定）

区分		R7.6	7	8	9	10	11	12	R8.1	2	3
時点比較の分析			↔								
事前調整	分析全体像（案）作成		↔								
	アドバイザー意見聴取（1回目）		↔								
	子育て世代、学生意見聴取		↔								
	分析全体像（最終）作成			↔							
調査の実施					↔						
分析の実施					↔						
出生率シミュレーターの作成							↔				
中間報告				↔							
アドバイザー意見聴取（2回目）							↔				
資料の作成							↔				
アドバイザー意見聴取（3回目）									↔		
冊子印刷・完成										↔	
最終報告											↔

※上記スケジュールを参考に、業務に当たってのスケジュール表を作成し、静岡県に対して、契約後速やかに提出すること（任意様式）

4 成果物

成果物は下記のとおりとし、委託者に納品すること。

なお、成果物のとりまとめに当たっては、静岡県と十分な調整を行うこと。

著作権は原則、すべて静岡県に帰属するものとする。

(1) 次世代を育む地域環境分析結果資料

ア 中間報告

- ・電子媒体一式

イ 最終報告

- ・冊子（フルカラー、両面、A4判、製本）100部
- ・電子媒体一式

(2) 出生率シミュレーター

- ・電子媒体一式（エクセル等の編集可能な形式データ）

(3) 業務の遂行過程で取得、作成した下記で示す資料

- ・電子媒体一式

区分	内容
時点比較の分析	・分析に活用したデータ ・時点比較作成資料
事前調整	・アドバイザー意見対応表（1回目） ・子育て世代、学生意見の対応表（意見聴取部分については県とりまとめ） ・分析全体像作成資料
調査の実施	・分析に活用したデータ
分析の実施	・分析の計算データ ・分析作成資料（個別図表等）
アドバイザー意見聴取等	・アドバイザー意見対応表（2回目、3回目）

5 再委託の制限等

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に発注者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

6 その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意を持って業務を遂行するものとする。

(2) 受託者は業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、静岡県及び受託者が協議の上、定めるものとする。